

尾鷲市紀北健康センター利用者証交付要領

(目的)

第1条 この要領は、紀北健康センターを利用する尾鷲市民であることを明示する尾鷲市紀北健康センター利用者証（以下「利用者証」という。）の交付を目的とする。

(利用者証の交付対象者)

第2条 利用者証の交付対象者は、尾鷲市に居住し、市の住民基本台帳に記載されている者とする。

(利用者証の申請)

第3条 紀北健康センターを利用しようとする者は、尾鷲市紀北健康センター利用者証申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(利用者証の交付決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用者証の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用者証の交付を決定したときは、速やかにその決定内容及びこれに付した条件を記載した尾鷲市紀北健康センター利用者証（第2号様式）を交付する。

(申請事項の変更)

第5条 前条第2項の規定により利用者証の交付を受けた者は、申請内容を変更しようとするときは、尾鷲市紀北健康センター利用者証及び登録事項変更申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて、所要の条件又は理由を付して、新たに利用者証を交付する。

(利用者証の有効期間)

第6条 利用者証の有効期間は、発行の日の属する年度の末日までとする。

(利用者証の譲渡及びの禁止貸与等)

第7条 利用者証は、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又はこれ不当に使用してはならない。

(利用者証の紛失、再交付)

第8条 利用者証が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届けなければならない。

(1) 紛失したとき。

(2) 汚損して使用できないとき。

2 前項の届出をしたものは利用者証の再交付を受けることができる。再交付の手続きについては、第3条の規定を準用する。

(利用者証の失効)

第9条 利用者証が次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。

(1) 事実を偽って利用者可証の交付を受けたとき。

(2) 不正に利用したとき。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

(第1号様式)

令和 年度 尾鷲市紀北健康センター利用者証申請書

令和 年 月 日

尾鷲市長 様

令和 年度に紀北健康センターを利用したいので利用者証の交付を申請します。

なお、申請にあたり住民基本台帳等による個人情報の確認について同意します。

(申請者)

住 所 〒 尾鷲市 _____

電話番号 _____

フリガナ
氏 名 _____

生年月日 T
S・H _____ 年 月 日

(第2号様式)

(表面)

尾鷲市紀北健康センター利用者証

利用者住所 尾鷲市

利用者氏名 _____

利用者生年月日

年 月 日

発行年月日 令和 年 月 日

利用期間 令和 年 月 日

令和 年 月 日

発行者 尾鷲市長 印

発行 No. _____

(裏面)

注意事項

- (1) この利用者証は、発行を受けた方以外の方は利用できません。
- (2) この利用者証を他人に譲渡してはいけません。
- (3) 紀北健康センター利用に対しては施設の規則を順守して下さい。
- (4) この利用者証が、利用できなくなったときは速やかに尾鷲市教育委員会まで返却して下さい。
- (5) 偽りその他不正手段により、この利用者証の交付を受け、又は利用したときは、負担金の返還をしていただきます。

(第3号様式)

年度 尾鷲市紀北健康センター利用者証及び登録事項変更申請書

年 月 日

尾鷲市長 様

(申請者) 住所

氏名

電話番号

年 月 日付け尾鷲市指令尾教生第 号で決定を受けた 尾鷲市紀北健康センター利用者証について、申請事項を下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 申請内容の変更 _____

(理由)

関係書類